

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 字の区域の変更(地方課)
国民健康保険薬剤師として登録があったものとみなされるもの(保険課)
- 土地改良区の役員の就任(農村整備課)
- 土地改良区の定款の変更の認可(〃)
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)
- 土地改良法による換地処分(〃)
- 県営土地改良事業の工事の完了(〃)
- 保安林の指定の解除(造林課)
- 中型まき網漁業に係る許可の申請期間(水産課)
- 選挙管理委員会の招集
- ◇ 選管告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇ 公安告示 農業改良普及員資格試験等の実施(農業改良課)
- ◇ 公 告

告 示

鳥取県告示第五百五十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、会見町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による生鹿野地区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(平成元年十一月三十日現在の地番による。)
朝金字生鹿野原 ノ一	朝金字生鹿野原ノ一のうち一一八三の二三〇、一一八三の 一三一の一部、一一八三の二三二、一一八三の二三三、一 一八三の二三七、一一八三の三四〇の一部及びこれらと一 体をなす国有地の一部以外の区域 朝金字呼岩谷一一八七の一、一一八七の四 朝金字生鹿野原ノ二 一一九九の一七の一部、一一九九の 六八から一一九九の七〇まで、一一九九の九五及びこれら と一体をなす国有地

朝金字生鹿野原
ノ二

朝金字生鹿野原ノ一 一一八三の二三〇、一一八三の二三
一の一部、一一八三の二三二、一一八三の二三三、一一八
三の二三七、一一八三の二四〇の一部及びこれらと一体を
なす固有地の一部
朝金字呼岩谷 一一九六の一、一一九六の二、一一九七の一、
一一九七の二、一一九八の一、一一九八の二及びこれらと
一体をなす固有地
朝金字生鹿野原ノ二のうち 一一九九の一七の一部、一一九
九の六八から一一九九の七〇まで、一一九九の九五及びこ
れらと一体をなす固有地以外の区域

朝金字呼岩谷

朝金字呼岩谷のうち 一一八七の一、一一八七の四、一一九
六の一、一一九六の二、一一九七の一、一一九七の二、一
一九八の一、一九八の二及びこれらと一体をなす固有地
以外の区域

鳥取県告示第五百五十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項
の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、
療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健
康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令
第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成二年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名 登録の記号及び番号 登録の年月日

土生 裕子 鳥国薬第七四〇号 平成二年四月六日

大津 暁子 鳥国薬第七四一号 平成二年五月八日

鳥取県告示第五百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定
に基づき、次のとおり丹比土地改良区から役員が就任した旨の届出があつ
たので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 坂本 好秋 八頭郡八東町大字中三〇〇

稲田 馨 大字北山三七九

山本 設男 二二二

大平 安雄 大字用呂一〇四九

大平 哲男 三九三

宮城 君昭 一二七〇

矢部 登貴平 一二五六

山根重男	大字富枝一二六
太田章太郎	三一七
大久保昌夫	二六七
藤田晴雄	大字中一〇二八
田中文海	大字志谷七四九
小林勇	六五七一
山根行久	六五四
藤田博道	大字中一一〇
監事 山根弘己	大字用呂七五二
矢部義広	大字富枝一二五
浜豊	大字中一一七

平成二年四月一日就任 任期三年

鳥取県告示第五百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、東郷町土地改良区の定款の変更を平成二年六月六日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百五十五号

鴨ヶ池土地改良区が行う土地改良事業（団体営かんがい排水事業福万地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成二年六月十三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
米子市役所
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において

準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、会見町が行う土地改良事業に係る生鹿野地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百五十七号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成二年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営ほ場整備事業多里地区第一工区ほ場整備	平成二年三月十九日
第二工区	" "
第三工区	" "

鳥取県告示第五百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡日吉津村大字日吉津一八六六の一、一八六六の一四、一八六六の一七

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百五十九号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号）第九条第二項の規定に基づき、中型まき網漁業に係る許可の申請期間を平成二年六月十二日から同月二十六日までと定めたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十二号

平成二年第九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二年六月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

- 一 日時 平成二年六月十六日(土) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会室
- 三 議題
 - 1 若桜町長選挙に係る審査申立てについて
 - 2 平成二年度市町村明るい選挙推進協議会委員研修会・シルバリー

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の

規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成二年六月十二日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類		型 式	製 造 業 者 名	
ばちんこ遊技機		アクロバット	マルホン工業株式会社	
		アクロバットII		
		ハッピーくん		
		ターゲット		
		ビッグポーター		
		ドッカン島		株式会社ソフィア
		スケボーキッズP-III		
スケボーキッズP-IV	株式会社瑞穂製作所			
ダブル七				

公 告

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和27年12月鳥取県条例第59号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

平成2年6月12日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 試験の期日
平成2年10月4日（木）及び同月5日（金）
- 2 試験の場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- 3 受験資格
次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第89条の2に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）を除く。）、都道府県立農業講習施設（短期大学において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者を受講資格とする修業年限2年以上のものに限る。）又は財団法人農民教育協会鯉渕学園普及専攻科において農業（生活改良普及員資格試験にあっては、家政（生活を含む）。以下同じ。）に関する正規の課程を修めて卒業し

た者は試験の実施期日から起算して1年以内に卒業する見込みの者

- (2) 短期大学、都道府県立農業講習施設(1)の農業講習施設を除く。以下「都道府県立農業講習所」という。）、都道府県立農民研修教育施設（農林水産大臣と協議して設置されたものに限る。以下同じ。）、財団法人農民教育協会鯉渕学園（普及専攻科を除く。）若しくは学校法人自由学園最高学部第二部において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者、果樹試験場、野菜試験場及び茶業試験場農業技術研修課程（昭和36年農林省告示第1360号）による研修課程を修了した者又は農業技術研究所及び農業試験場農業技術研修課程（昭和34年農林省告示第416号）による研修課程を修了した者で、卒業又は研修課程修了後試験の実施期日までに、次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年（農業に関する正規の課程の修業年限が3年である短期大学又は教育機関の当該課程を修めて卒業した者においては、1年。(3)において同じ。）以上に達するもの
 - ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の農業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校その他これらと同等以上の教育機関における農業に関する試験研究又は教育
 - イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における農業に関する技術についての普及指導
- (3) 短期大学、都道府県立農業講習所若しくは都道府県立農民研修教育施設において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有する者を入学若しくは入所資格とする教育機関において農業に関する課程を修めて卒業した者で、卒業後試験の実施期日までに、当該教育機関における修業年限と(2)のア若しくはイの職

務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間を通算した期間が2年以上に達するもの

(4) 学校教育法による高等学校を卒業した者又は大学入学資格検定期程(昭和26年文部省令第18号)による検定に合格した者で、卒業又は検定期間又はこれらの期間を通算した期間が6年以上に達するもの

(5) 次の表の試験区分ごとに、各項目に対応した学科欄に掲げる大学(短期大学を除く。)の学科の正規の課程を修めて卒業した者又は試験実施日から起算して1年以内に卒業見込みの者で、当該項目に対応する履修科目欄に掲げる科目のうち5科目以上を履修しているもの(該当科目の履修を証明する書類を提出し、知事の認定を受けたもの)

区分	項目	学 科	科 目
農業改良 普及員 資格試験	農業機械	工科	物理学 無機化学 有機化学 分析化学 統計学
			植物生理学 植物分類学 植物生理学 植物化学 植物形態学 物理化学 無機化学 分析化学 遺伝学
	農業土木	工科	物理学 遺伝学 有機化学 植物生理学 統計学
			植物生理学 植物分類学 植物生理学 植物化学 植物形態学 物理化学 無機化学 分析化学 遺伝学
農業経済・ 農業経営	経済科	経済学 農学	

被服	教育科	被服材料学 被服整理学 被服構成 被服史 被服美学 染色学
食物	農薬科 理科 教育科	栄養化学 食品化学 食品保藏学 食品化学 統計学 微生物学 食品化学 有機化学
住居	工科 教育科	環境工学 構造力学 設計製図 建築設備 住居史 都市計画 建築
家庭管理	文科 経済科 教育科	家庭社会学 統計学 生活福祉論 社会学 社会学原論 経済史 社会学原論
児童	文科 教育科	発達心理学 教育史 臨床心理学 青年心理学 人間関係学 精神衛生学

(6) その他

ア 外国にある学校を卒業した者は、当該学校の修学年限及び課程に応じて、知事がこれに相当すると認定した日本の学校を卒業した者とみなす。

イ 外国の行政機関、教育機関又は団体において、農業に関する技術についての試験研究、教育又は普及指導に従事した者は、知事がこれに相当すると認定した日本の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体において、当該在職機関と同一期間試験研究、教育又は普及指導に従事した者とみなす。

4 試験の方法

(1) 試験は、筆記試験及び口述試験とし、筆記試験は改良普及員として必要な教養並びに農業についての専門的技術及び知識に関する事項に

ついで、口述試験は社会常識その他改良普及員として必要な能力について行う。

(2) 筆記試験は、次表のとおり左欄に掲げる区分に応ずる必須項目及び選択項目について行う

区 分	必須項目	選 択 項 目
農業改良普及員 資格試験	教育概論 農業経営	作物 園芸 植物病理及び昆虫 植物育種 家畜飼養 家畜衛生 家畜育種及び家畜繁殖 土壌肥料 栄養化学 農産製造 農業 水利 土地改良 農業機械 農業経済 植 物生理 農村社会学 統計学
生活改良普及員 資格試験	教育概論 家政学原論	被服材料学 被服構成学 被服整理学 栄養学 食品学 調理学 生物化学 微生物学 住生活学 住居環境学 設計製図学 家庭経済学 社会福祉学 発達心理学 精神衛生 家庭物理化学 保健衛生 農村社会学

(3) 必須項目についての筆記試験は、択一式又は記述試験（以下「択一・記述試験」という。）とする。また、選択項目についての筆記試験は「択一・記述試験及び論文試験」とし、受験者は、択一・記述試験においては4項目を、論文試験においては1項目を、それぞれ選択項目のうちから選択するものとする。この場合において、受験者は、択一・記述試験と論文試験とにおいて同一の項目を重複して選択することが

できる。

5 受験手続

(1) 受験者は、受験願書に次に掲げる書類を添えて、知事（鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農業改良課）に提出すること

ア 履歴書

イ 受験資格を有する者であることを証明する書類

ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので縦4cm、横3cmの大きさのもの）

(2) 受付期間

平成2年6月26日（火）から同年8月15日（水）まで

なお、郵送による申込みは、平成2年8月15日（水）までの消印のあるもの限り受け付ける。

(3) 受験者は、受験手数料として3,010円の鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けて納入すること（この場合、消印をしないこと）。また、県外からの受験者は、現金書留で3,010円を納付すること。

なお、既に納付した手数料は還付しない。

6 合格者の公表

試験合格者の氏名は、試験実施後1箇月以内に鳥取県公報により公表するとともに、合格者にその旨を通知し、合格証書を交付する。

7 その他

試験に関する詳細は、鳥取県農林水産部農業改良課（電話0857-26-7278）に照会すること。なお、郵便で照会する場合は、返信用封筒に62円切手をはり付けたものを同封すること。